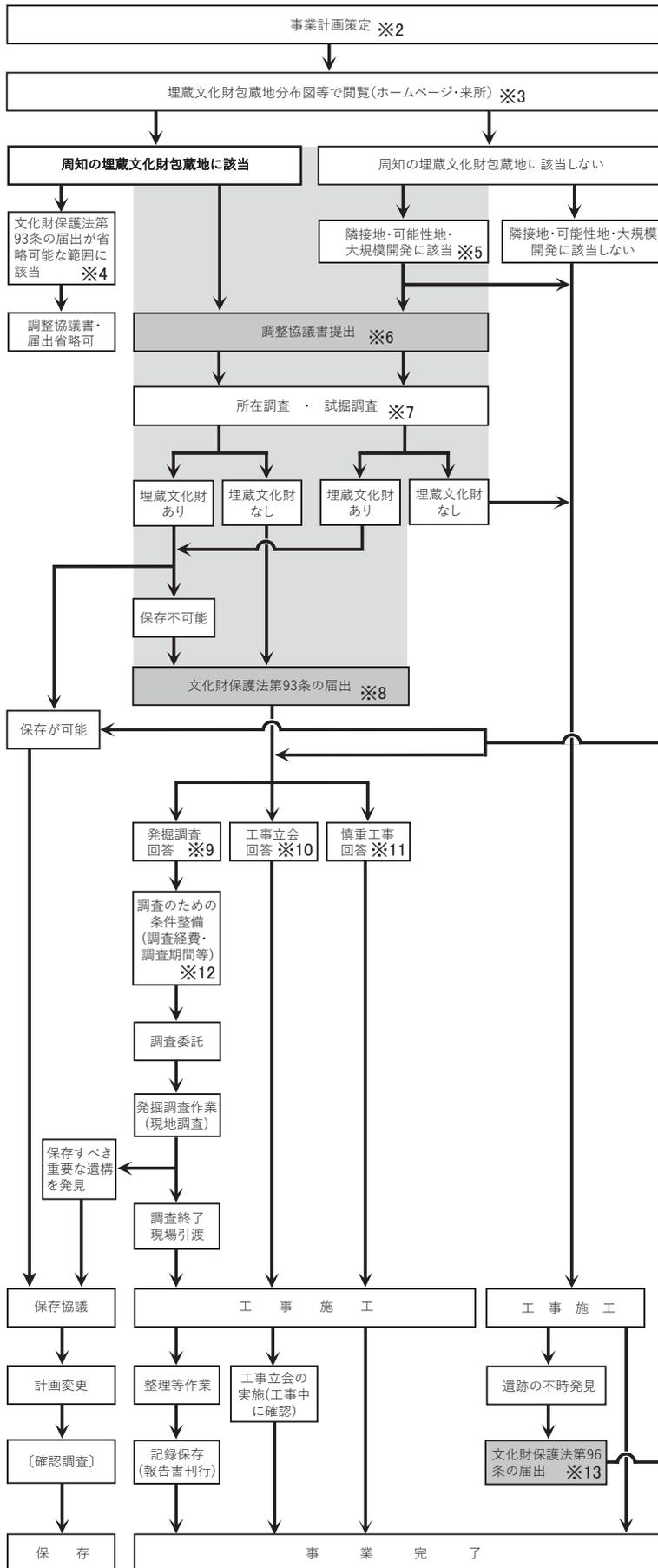


# 開発事業に伴う埋蔵文化財取扱の流れ (国の機関等※<sup>1</sup>以外の場合)



※1 国の機関等とは、「国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの」(文化財保護法第94条第1項)のことで、国の機関等の場合は、札幌市教育委員会(札幌市埋蔵文化財センター)を経由して、北海道教育委員会宛に書類の提出が必要です。

※2 不動産売買の時点では、協議は不要です。

※3 ホームページ:「さっぽろの遺跡」(<https://www.city.sapporo.jp/kankobunka/maibun/toriatukai/houzouti.html>)  
 閲覧場所:札幌市埋蔵文化財センター(中央区南22条西13丁目)  
 電話・ファックス等による照会・確認は、事実誤認や誤送信等が発生するおそれがあるため、必ず調査される方が分布図を確認するようお願いいたします。

※4 過去に保存措置等が終了した地区における特例措置です(平成21年8月31日教育長決裁「札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図の表示及び埋蔵文化財の取扱いの特例について」)。

※5 埋蔵文化財が発見される可能性が高いため、工事計画等に支障をきたすことがないように調整協議書の提出をお願いしています。ただし、文化財保護法で届出が義務づけられている埋蔵文化財包蔵地ではないため、調整協議書の提出は事業される方ご自身の任意となります。  
 (隣接地:周知の埋蔵文化財包蔵地に接する地域。可能性地:埋蔵文化財が発見される可能性が高い地区。大規模開発:計画区域の総面積が1ha以上の場合。)

※6 調整協議書を提出する前に、包蔵地の範囲等を事前に分布図等で確認するようにしてください。所在・試掘調査を実施しない場合は、通常10日程度で文書により取扱いを回答します。

※7 調整協議書の提出から調査の実施までは通常1カ月程度ですが、状況により前後することや、冬期等に調査を実施できないことがあります。  
 調査に要する費用は、原則、保護行政側で負担しますが、支障物の撤去、完全な現状復旧等は事業される方の責任で行ってください。  
 調査結果をもとに取扱いを判断し、通常10日程度で文書により回答しますが、埋蔵文化財が発見された場合等は回答まで時間を要することがあります。

(所在調査:地表面の視察等により、埋蔵文化財の所在状況を把握する現地踏査作業。試掘調査:埋蔵文化財の有無とおおよその範囲・内容等を把握するための部分的な掘削作業。)

※8 周知の埋蔵文化財包蔵地で行うすべての土木工事等は、工事を行う60日前までに届出が必要です。

※9 発掘調査は、土木工事等により埋蔵文化財に影響がおよぶ場合について実施します。

※10 工事の実施中に、市教委(札幌市埋蔵文化財センター)の担当職員が立会し、記録をとる等の措置を講じます。

※11 埋蔵文化財包蔵地において工事を行うことを認識した上で、慎重に工事を実施してください。埋蔵文化財を発見した場合には、市教委(札幌市埋蔵文化財センター)に連絡してください。

※12 「遺跡を現状のまま保存できない場合には事前に発掘調査を行って遺跡の記録を残し(記録保存)、その経費については開発事業者に協力を求めています(事業者負担)。ただし、個人が営利目的ではなく行う住宅建設等、事業者が調査経費の負担を求めることが適当でないと考えられる場合には、国庫補助等、公費により実施される制度があります。」(文化庁ホームページより)

※13 周知の埋蔵文化財包蔵地外において、工事等で埋蔵文化財を発見した場合は、「現状を変更することなく、遅滞なく」届出が必要です。届出をする場合には、市教委(札幌市埋蔵文化財センター)に連絡してください。

連絡先:札幌市埋蔵文化財センター(中央区南22条西13丁目、電話011-512-5430)